

大府市健康にぎわいステーション 指定管理者募集要領

大府市産業振興部商工業ウェルネスバレー推進課
2025 年 8 月

目 次

1	指定管理者の募集	1
2	施設の設置の目的及び概要	1
3	指定の期間	1
4	指定管理委託料	1
5	応募者に関する事項	1
6	募集及び指定に関する事項	2
7	申請書類	4
8	指定管理者の選定	4
9	指定管理者の指定及び協定書に関する事項	5
10	留意事項	5
11	その他の事項	6
	問合せ先	6
	参考資料	6

大府市健康にぎわいステーション指定管理者募集要領

1 指定管理者の募集

大府市（以下、「市」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び大府市健康にぎわいステーションの設置及び管理に関する条例（平成 29 年大府市条例第 5 号）第 7 条の規定に基づき、施設の設置目的に沿った効果的な運営を行うため、指定管理者制度を導入することとし、この要領の定めるところにより、指定管理者の募集を行います。

2 施設の設置の目的及び概要

（１） 設置の目的

市民の健康増進を図るとともに、本市の観光情報の発信、特産品等の展示販売等により地域のにぎわい創出に寄与することを目的とします。

（２） 施設の概要

施設の概要は、以下のとおりです。詳細は、別に定める業務仕様書によります。

ア 名称	大府市健康にぎわいステーション（KURUTO おおぶ）
イ 所在地	大府市中央町三丁目 278 番地（JR 大府駅構内）
ウ 設置年月日	2018 年 4 月 27 日

3 指定の期間

指定管理者の指定の期間は以下のとおりとします。

2026 年 4 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日までの 5 年間

この指定の期間は、大府市議会（以下、「市議会」という。）の議決により確定することになるので留意してください。なお、当該施設の管理を継続することが適当でないと認めるときは、期間の途中においても指定を取り消す場合があります。

4 指定管理委託料

指定管理業務に係る経費は、会計年度ごとに支払います。支払い時期や方法等詳細は市との協議で決定します。

なお、指定管理業務に係る経費の上限額は、年度当たり 22,490,000 円（消費税込み）以内（修繕費を除く。）と設定しており、申請にあたっては、上限額以内の委託料に基づいて事業計画及び収支計画を作成することとします。なお修繕費は会計年度ごとに市が決定した金額を指定管理委託料に計上することとし、年度終了後に清算するものとします。

5 応募者に関する事項

（１） 法人、又はその他の団体（法人格の有無は問いません。）とし、個人の応募は受け付けません。

（２） 欠格事項等

以下に該当する法人等は、応募者となることができません。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、市における一般競争入札等の参加を制限されている者、又は指名停止を受けている、若しくは受けることが明らかである者

イ 以下の税を滞納している者（徴収猶予を受けている場合を除く。）

- ① 国税 法人の場合 法人税、消費税（及び地方消費税）
団体の場合 代表者の申告所得税、消費税（及び地方消費税）
- ② 県税 法人の場合 法人県民税、法人事業税及び自動車税
団体の場合 代表者の個人事業税及び自動車税
- ③ 市税 法人の場合 法人市民税、固定資産税及び軽自動車税
団体の場合 代表者の個人市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税

ウ 銀行、又は主要取引先から取引停止等を受けた者

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、又は民事再生法（平成 11 法律 第 225 号）の規定に基づき、更生、又は再生手続きの申立てをしている者

オ 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有しない者

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体。また、団体の役員（法人でない団体の代表者、又は管理人を含む。）及び施設に配置する職員が、同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者

（3） 共同企業体による応募の場合

複数の法人等が共同企業体を構成して応募することも可能であるが、次の事項に留意すること。

ア 複数の法人等が共同企業体を構成して応募する場合は、代表となる法人等を定めるとともに構成団体は連帯して責任を負うものとする。

イ 同時に複数の共同企業体となることはできない。

ウ 単独で応募した法人等は、共同企業体で応募する場合の構成団体となることはできない。

エ 代表となる法人等及び共同企業体を構成する法人等の変更は原則として認めない。

オ 各構成団体員の出資比率については 1 事業者 10 パーセントを下回らないものとする。

カ 共同企業体を構成する全構成団体が上記の（1）、（2）の要件を満たすこと。

6 募集及び指定に関する事項

（1） 募集及び指定の日程

指定管理者の募集及び指定に関する日程は以下のとおり予定しています。ただし、諸事情により変更する場合があります。変更する場合には応募した団体に対して、その旨通知いたします。

- ア 募集要領等の配布 2025 年 8 月 4 日（月）～
大府市役所 3 階商工業ウェルネスバレー推進課にて
※ 市のホームページからもダウンロードできます。
- イ 説明会 2025 年 8 月 14 日（木）
※ 「(2) 説明会について」をご覧ください。
- ウ 質問書の受付 2025 年 8 月 4 日（月）
～2025 年 8 月 19 日（火）
※ 「(3) 指定申請に係る質問の受付期間と回答」をご覧ください。
- エ 申請書の受付 2025 年 8 月 25 日（月）
～2025 年 9 月 8 日（月）

- オ プレゼンテーション 2025 年 9 月 25 日（木） 予定
- カ 選定結果の通知 2025 年 11 月中旬予定
- キ 指定管理者の指定 2025 年 12 月下旬予定（市議会の議決を経た後）
- ク 指定管理者との協定締結 2026 年 2 月上旬予定
- ケ 指定管理業務開始 2026 年 4 月 1 日（水）～

（2）説明会（現地説明会を含む。）について

- ア 日 時 2025 年 8 月 14 日（木） 午前 10 時から正午まで
- イ 場 所 大府市役所 2 階 203・204 会議室
- ウ 参加人数 各事業所 3 名まで

※ 説明会は欠席するが、指定管理者の申請書の提出を予定している場合は、連絡してください。（電話 0562-45-6227（ダイヤルイン））

（3）指定申請に係る質問の受付期間と回答

- ア 受付期間 2025 年 8 月 4 日（月） 午前 9 時
～2025 年 8 月 19 日（火） 午後 5 時まで
- イ 質問がある場合は、住所、代表者名及び連絡先を大府市健康にぎわいステーションの指定管理者募集に関する質問書（様式 1）に明記の上、電子メールで提出願います。
（メールアドレス：shoko@city.obu.lg.jp）
- ウ 回答につきましては、随時電子メールにて送付します。

（4）選定方法

応募書類及びプレゼンテーション（ヒアリング含む。）により選考します。なお、応募者多数の場合は書類審査のみで第 1 次審査を行い、上位団体を対象にプレゼンテーションによる第 2 次審査を行います。

- ア プレゼンテーション開催日時
2025 年 9 月 25 日（木） 午後 2 時から予定しています。
※ 別途第 2 次審査対象者に実施方法等を通知します。
- イ 開催場所（予定）
大府市役所 2 階 205 会議室
- ウ 出席者について
応募された法人等の代表者、又は代表者に準ずる方の出席をお願いします。
また、出席者は 3 名以内とさせていただきます。
- エ 資料の用意について
プレゼンテーションで使用する資料は、各団体が 8 部を用意してください。
印刷は原則、A 4 用紙とします。A 3 の場合は、3 つ折りにしてください。
- オ 選定会議による審査
指定管理者選定に関する審査基準に基づき総合評価により審査します。
※ プロジェクター、スクリーンは、市で用意します。パソコン等は各自でご用意願います。

（5）選定結果の通知等

選定結果は、文書でお知らせします。また、選定された法人等は市公式ウェブサイト等に掲載し、公表を行います。公表の内容は、応募団体名（候補者のみ公表）、審査基準、配点、基準点及び審査結果とします。選定された法人等は、市と優先的に交渉をすることができるものです。

なお、選定された法人等が辞退をした場合は、次点の応募者が市と優先的に交渉をすることができます。

(6) 協議・協定の締結

市議会で指定の議決を経て、市と指定管理者の指定をしようとする者との協議の上、協定を締結します。

7 申請書類

指定管理者の応募に当たっては、大府市健康にぎわいステーションの設置及び管理に関する条例（平成 29 年大府市条例第 5 号）第 8 条に基づき、下記書類を提出してください。なお申請書は、市で複写することがあることをご承知おきください。

(1) 指定管理者指定申請書

(2) 添付書類

ア 定款、又はこれに準ずるもの

イ 法人である場合にあつては、登記事項証明書、又はこれに準ずるもの

ウ 管理運営に関する基本的な考え方（様式 2）

※ 管理運営に係る提案についても積極的に記載してください。

エ 直近 3 年度分の貸借対照表及び損益計算書、又はこれらに準ずるもの

オ 職員配置計画書（様式 3）

カ 経費見積書（様式 4）

キ 事業経歴及び現に行っている業務の概要（様式 5）

ク 誓約書（様式 6）

ケ 社会貢献度に関する事項に該当する場合は、認定証の写しなど、それを証するもの

コ 共同事業体構成員届（共同事業体の場合のみ。様式 7）

サ 共同事業体の協定内容のわかるもの（共同事業体の場合のみ）

※ 共同事業体の協定書・覚書の類の締結が未済の場合には、様式 8 を参考に協定書等を締結してください。

シ 前記に掲げるもののほか、市長が必要と認めた場合はその他の書類の提出を求める場合があります。

※ 共同事業体で成立 3 年未満のものにあつては、上記のア・イ・エ・オ・キについて共同事業体を構成する全事業者分を提出してください。

(3) 提出部数 正本 1 部、副本 2 部

(4) 提出先

大府市産業振興部商工業ウェルネスバレー推進課

〒474-8701 大府市中央町五丁目 70 番地

8 指定管理者の選定

指定管理者の選定に当たっては、別添の公募プロポーザルにおける審査基準に照らし合わせ、次の（1）から（4）の事項について審査を行います。

(1) 利用者の平等利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること。

(2) 「管理運営に関する基本的な考え方（様式 2）」などの業務の実施に関する計画が、施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること。

(3) 「管理運営に関する基本的な考え方（様式 2）」などの業務の実施に関する計画を適確に実施するための物的及び人的な能力を有していること。

(4) 上記のほか、指定管理者業務を公正かつ適確に行うことができること。

9 指定管理者の指定及び協定書に関する事項

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、市議会の議決が必要です。原則として選定された指定管理者候補者を 2025 年第 4 回大府市議会定例会に上程し、議決を経た後、指定管理者とする予定です。

(2) 協定書

指定管理者の指定後、市は指定管理者の指定をしようとする者と、以下のとおり当該施設の管理に関する協定を締結します。

ア 協定に盛り込む事項

- ① 指定管理者が行う業務（指定管理者業務）の具体的内容
- ② 指定管理者の指定の期間
- ③ 市が支払うべき指定管理者業務に係る経費に関する事項
- ④ 指定管理者業務に関連して取得する個人情報の保護に関する事項
- ⑤ 指定管理者の指定の取消し及び指定管理者業務の停止に関する事項
- ⑥ 事業報告書に関する事項
- ⑦ 急時等における対応方法
- ⑧ その他市長が必要と認める事項

イ 締結できない場合の措置

指定管理者が、協定の締結までに以下に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

- ① 指定管理者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合
- ② 経営状況の悪化により、指定管理業務の履行ができないと判断された場合
- ③ 社会的信用を著しく損なうなど、指定管理者としてふさわしくない行動があったと認められる場合
- ④ 市議会の議決で否決された場合
- ⑤ 市の予算にて、措置が出来なくなった場合

10 留意事項

(1) 応募書類の取扱い

応募書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。

(2) 応募に関する費用負担

応募に関して必要となる費用は、全て応募者の負担とします。

(3) 応募内容の変更禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

(4) 虚偽の記載をした場合の取扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(5) 提出書類の著作権

応募者の提出する書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。なお、本事業において公表する場合、その他市が必要と認めるときは、市は提出書類の全部、又は一部を使用できるものとします。

(6) 応募の辞退

申請後、辞退する場合には申請辞退届（様式 9）を提出してください。

(7) 印紙税の取扱い

指定管理者の指定は行政処分であり、印紙税法（昭和 42 年法律第 23 号）で課税の対象となる「請負に関する契約」には該当しないことから、協定書への印紙の貼付は必要ありません。

11 その他の事項

(1) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取消しができるものとします。その場合は、市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。

なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、業務を遂行できるよう引継ぎを行うものとします。

イ 不可抗力など市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

一定期間内に協議が整わないときは、それぞれ事前に書面により通知することにより、協定を解除できるものとします。

なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、業務を遂行できるよう引継ぎを行うものとします。

(2) 協定書の解釈に疑義が生じた場合、又は協定書に定めのない事項が生じた場合は、市と指定管理者は誠意をもって協議することとします。

問合せ先

大府市産業振興部商工業ウェルネスバレー推進課

担当：稲垣・鈴木

電話：0562-45-6227（ダイヤルイン）

FAX：0562-47-9996

E-mail：shoko@city.obu.lg.jp

○参考資料（参考資料は必要と思われるものを適宜掲載してください。）

【大府市健康にぎわいステーションの設置及び管理に関する条例】

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、大府市健康にぎわいステーションの設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市民の健康増進を図るとともに、本市の観光情報の発信、特産品等の展示販売等により地域のにぎわい創出に寄与するため、大府市健康にぎわいステーション（以下「ステーション」という。）を大府市中央町三丁目278番地に設置する。

（事業）

第3条 ステーションは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康増進に関する市民意識の向上に関すること。
- (2) 健康に配慮した飲食物の提供に関すること。
- (3) 観光情報の発信及び観光案内に関すること。
- (4) 市特産品等の展示販売に関すること。
- (5) その他市民の健康増進及び地域のにぎわい創出に関すること。

（利用の制限）

第4条 市長は、ステーションを利用しようとする者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ステーションの利用を制限することができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ステーションの管理上支障があると認めるとき。

（利用者の義務）

第5条 利用者は、ステーションの利用に際しては、この条例及びこの条例に基づく規則の規定並びに市長の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第6条 故意又は過失によって、ステーションの施設又は設備を汚損、損傷又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第7条 市長は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) ステーションの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

2 指定管理者の指定をした場合における第4条及び第5条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「第7条第1項に規定する指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の手續)

第8条 前条第1項の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前条第1項の規定による指定をするときは、前項の規定により申請した者のうちから、次に掲げる基準により、指定管理者を指定するものとする。

- (1) 利用者の平等利用が確保されること。
- (2) 指定管理者が行う業務（以下「指定管理者業務」という。）の実施に関する計画が、ステーションの設置目的を最も効果的に達成するものであること。
- (3) 前号の計画を適確に実施するための物的及び人的な能力を有していること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者業務を公正かつ適確に行うことができること。

3 市長は、指定管理者の指定をし、若しくは指定を取り消し、又は指定管理者業務の停止を命じたときは、遅滞なく、その旨を告示するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第9条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理者業務を行わなければならない。

- (1) 関係法令並びにこの条例及びこの条例に基づく規則の規定を遵守し、誠実に指定管理者業務を行うこと。
- (2) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) 利用者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。
- (4) 指定管理者業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める基準

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第7条第1項の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手續その他の行為は、この条例の施行前においても、第8条の規定の例により行うことができる。

【大府市健康にぎわいステーションの設置及び管理に関する条例施行規則】

(趣旨)

第1条 この規則は、大府市健康にぎわいステーションの設置及び管理に関する条例（平成29年大府市条例第5号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、大府市健康にぎわいステーション（以下「ステーション」という。）の管理及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(休日)

第2条 ステーションの休日は、次のとおりとする。

- (1) 毎月1日。ただし、この日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たるときは翌平日とする。
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた場合は、休日を変更し、又は臨時休日を定めることができる。

(利用時間)

第3条 ステーションの利用時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、条例第3条第2号に掲げる事業に係る利用時間は、午前8時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた場合は、利用時間を変更することができる。

(利用者の遵守事項)

第4条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 喫煙をし、又は火気を使用しないこと。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 物品等の展示、販売又はこれに類する行為をしないこと。
- (4) その他管理上必要な指示に反するような行為をしないこと。

(指定管理者の指定の申請)

第5条 条例第8条第1項の規定による申請は、市長が定める期間内に、大府市健康にぎわいステーション指定管理者指定申請書(別記様式)を市長に提出することにより行うものとする。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款又はこれに準ずるもの
- (2) 法人である場合にあっては、登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- (3) 指定管理者が行う業務の実施に関する計画を記載した書類
- (4) 市長が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- (5) 職員配置計画書、経費見積書その他の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (6) 事業経歴及び現に行っている業務の概要を記載した書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(事業報告書の提出)

第6条 指定管理者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第7項の規定により、毎年度終了後30日以内に、事業報告書を市長に提出しなければならない。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第2条の規定による指定管理者の指定の申請及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則(平成29年12月26日規則第63号)

この規則は、大府市健康にぎわいステーションの設置及び管理に関する条例(平成29年大府市条例第5号)の施行の日から施行する。

附 則(平成30年9月28日規則第30号)

この規則は、平成30年11月1日から施行する。

【地方自治法(抜粋)】

(行政財産の管理及び処分)

第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合(当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。)において、その者(当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該土地を貸し付けるとき。

二 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合

三 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者(当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該土地を貸し付ける場合

四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。

五 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。

六 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。

（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用）

第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て）

第二百四十四条の四 普通地方公共団体の長がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

2 第百三十八条の四第一項に規定する機関がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある

者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

- 3 普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。
- 4 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求（第一項に規定する審査請求を除く。）があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。
- 5 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
- 6 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求（第一項に規定する審査請求を除く。）に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。